令和８年度太宰府梅乃市開催・運営支援業務仕様書
～令和の都だざいふ「梅」プロジェクト～

１　業務名

令和８年度太宰府梅乃市開催・運営支援業務

２　目的

令和の都として知られる太宰府は、元号「令和」の由縁となった梅花の宴を催した大伴旅人公、そして太宰府天満宮の御祭神・菅原道真公の生涯にわたる梅への深い愛に象徴されるように、梅との縁が非常に深い地域です。この「太宰府梅乃市」は、令和３年に立ち上げた「令和の都だざいふ『梅』プロジェクト」の成果を広く市内外に発信し、太宰府と梅の魅力を身近に感じていただくことを目的としたイベントです。

本イベントでは、これまで多くの事業者や教育機関等との連携により生み出された、グルメやスイーツなどの梅を活用した製品を集め、来場者の方々が体験・購入・愉しむことができる場を提供します。さらに、梅資源を核とした地場産業の振興を図り、「梅のまち」としてのイメージの浸透やブランドの確立に向けた情報発信の機会とします。

「太宰府梅乃市」を通じて、地域の魅力を高めると同時に、市の経済税収効果の向上を目指すとともに、市民や来訪者が一体となって楽しめる「真の梅のまち」の創出を進めます。本イベントは、太宰府が誇る梅資源の可能性を広げ、未来につながる持続可能な地域づくりへの第一歩として位置付けています。

３　履行場所

宮町通り公園（太宰府市宰府３－３）

※別紙位置図のとおり

４　契約期間

契約締結の日から令和９年３月 19 日まで

５　業務の内容

（１）イベント開催日及び開催場所

開催日　　令和９年２月 23 日（火）（予定）

開催時間　午前 10 時から午後４時（予定）

開催場所　宮町通り公園（太宰府市宰府３－３）

（２）イベント企画・運営

太宰府市による梅プロジェクト関連商品を一堂に集めたイベント「太宰府梅乃市」の企画立案・運営。

梅商品をテーマとしたイベント内容の構築。

イベントスケジュールの作成および進行管理。

事前説明等の実施。

関係各社・団体との連絡調整。

（３）出展者募集・管理

梅プロジェクトに関連する商品、サービスを提供する企業や団体の出展者募集。

出展者との調整・サポート業務。

当日出展者のブース配置や必要物品の手配。

（４）会場設営・運営管理

会場の設営および撤収業務。

展開寸法 2,700 mm × 1,800 mm（幅×奥行）の屋外用テントを、発注数量として 15 張りと同等程度納入・設置。（色付きのテント可）

簡易的な食事スペースの設置。

適切な来場者導線の設計。

音響・照明などのイベント設備の手配および管理。

（５）広報・集客活動

ウェブ、ソーシャルメディア、印刷物等を活用した広報活動。

イベント告知用チラシ、ポスター、パンフレットの制作。

地元メディアや SNS を用いた集客戦略の実施。

（６）イベント当日の運営

来場者対応、受付業務、案内業務。

イベント中の安全管理および進行管理。

トラブル対応、関係機関との連絡調整。

雨天時の実施における対応計画の策定。

（７）リスク管理・安全対策

イベント会場における防災および安全管理計画の策定。

緊急時の対応手順の事前準備および関係者への周知。

（８）報告・評価業務

イベント終了後、業務報告書を提出し、実施内容および成果について報告。

来場者アンケートの実施および結果の分析。

今後のイベント改善案の提言。

６　成果物

（１）納品物、納品形式

本業務の納品物及び納品形式は、以下のとおりとする。

・業務報告書（印刷物２部、データ一式）

※納品データは①PDF 形式、②PDF 変換前の原本データ（Word、Excel、PowerPoint、AI データ等）の２種類とする。その他の形式を使用する場合は、太宰府市と協議すること。

※各業務内容に位置づけられる個別事業については、経緯・結果・協議記録等の事業詳細が分かるように取りまとめを行うこと。

（2）納品場所

太宰府市観光経済部産業振興課

7　その他

（1）業務に関しては、委託者の現状や特性を考慮し、計画に位置づけた各事業を着実に実践できるよう配慮するとともに、委託者と緊密な連携を保ち業務を円滑に進めるため一名以上の専門的職員（研究員など）及び一名以上の事務職員を配置するものとする。

（2）業務に関する委託者との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず進捗に応じて行うこととし、委託者の要請に対し迅速に対応するものとをする。

（3）受託者は、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格に審査登録されており、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、十分留意し、漏洩のないような実施体制を整えること。

（4）業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の成果物の著作権はすべて委託者に帰属するものとし、業務終了後もみだりに公表してはいけない。

（5）業務遂行に必要な資料等の収集は、委託者・受託者が協力し行うものとする。

（6）成果品の作成については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

（7）成果品の中で、他の文献、資料等を引用した場合、出典元を成果品に明記するものとする。

（8）本仕様書に定めのない事項については委託者と受託者の協議のうえ、決定することとする。